

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月3日

岩手県企業局長 中里 裕美

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び業務仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (4) 業務場所 業務仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の業務名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「建築物石綿含有建材調査講習等登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）により登録された機関が行う講習を修了した一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者を管理技術者（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）として配置できる者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 岩手県知事が定める庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有し、令和4・5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有している者であること。
- (6) 業務委託仕様書にある全ての業務を確実に実施できる者であること。
- (7) この公告の日から過去5年の間に、岩手県内において、国（公社及び独立行政法人を含む）、県又は他の地方公共団体が行う石綿事前調査と同等の業務を元請として受託した実績を有する者であること。
- (8) 入札の日において、岩手県から、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更正計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1 岩手県企業局経営総務室予算経理担当

電話番号 019-629-6376

岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

### 4 質問書の受付及び回答方法

業務仕様書に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ファックスによる提出可）により令和5年8月18日（金）午後3時までに8に示す照会先に提出すること。回答は、質問者及び入札参加者に対し令和5年8月22日（火）までにファックスにより回答する。

### 5 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和5年8月22日（火）正午までに8に示す照会先に提出すること。
- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り入札に参加できるものとする。

### 6 入札及び開札の日時及び場所

令和5年8月25日（金）午前10時

岩手県企業局会議室（岩手県盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎6階）

### 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 岩手県企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他 詳細は入札説明書による。

### 8 照会先

岩手県盛岡市内丸11-1 岩手県企業局経営総務室予算経理担当 電話番号 019-629-6376